

飼い主のいない猫

不妊・去勢
手術用

捕獲器お貸しします

- 対象者 市民（申請時、居住が確認できる書類を持ってきて下さい）
貸出し台数 1台
貸出し期間 貸出日から2週間（延長不可）
貸出し条件 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を目的とした捕獲器の使用に限る
申請場所 東大和市役所 3階8番窓口 環境対策課 環境公害係



注 意 事 項

- 捕獲器は、不妊・去勢手術を目的とした飼い主のいない猫の捕獲以外には使用できません。
- 不妊・去勢手術以外の目的で猫を捕獲したことが判明した場合は、ただちに捕獲器を返却していただきます。
- 目的の猫の捕獲と手術が終了したら、貸出し期間中であっても、ただちに捕獲器を返却していただきます。
- 捕獲器が破損した場合は、ただちに市に連絡の上、修繕して返却してください。
- 捕獲器を紛失した場合は、ただちに市に連絡の上、同等品によって弁償してください。
- 返却に際しては、捕獲器を十分に洗浄してください。
- 他人へのまた貸しは禁止です。
- 猫を遺棄することは、法律で禁止されています(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。
- 猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)。

お問い合わせ先 東大和市 市民環境部 環境対策課 環境公害係
住所：〒207-8585 東大和市中心3丁目930番地
電話：042-563-2111(内線1248・1249)/FAX：042-563-5931